

令和3年(2021年)離農農家の 保有農地の権利移動状況調査結果

目 次

I 調査目的及び調査方法等	1
II 調査結果の概要	2
1 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積	2
2 振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積	4
3 離農農家の経営形態及び経営規模	6
4 世帯主年齢別の離農戸数等	8
5 離農の理由	10
6 農地の処分状況	11
7 処分農地の引受先	13
8 処分農地の適用法令及び権利の種類	16
9 離農後の居住	19

令和5年(2023年)7月

北海道農政部農業経営局農地調整課

I 調査目的及び調査方法等

1 調査目的

この調査は、令和3年(2021年)に離農農家が保有していた農地の権利移動状況等を調査することにより、離農農家の経営形態、経営規模及び離農理由等の状況を把握するとともに、今後の農地の利活用等に資することを目的とする。

2 調査対象農地

- (1) 令和3年(2021年)1月1日から12月31日までの間に離農した農家の農地
- (2) 令和2年(2020年)以前に離農した農家の未処分農地(令和3年(2021年)に離農した農家がない場合も調査の対象とする。)

3 調査方法

農業委員会等(農業委員会を設置していない市町村を含む。)が、農地の権利移動に係る許可事務等で把握している離農農家及び過去に離農し、未処分農地を保有しているものを対象に調査した。

4 調査内容

- (1) 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積
- (2) 振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積
- (3) 離農農家の経営形態及び経営規模
- (4) 離農農家の年齢
- (5) 離農の理由
- (6) 農地の処分状況
- (7) 処分農地の引受先
- (8) 処分農地の適用法令別及び権利の種類
- (9) 離農後の居住

注:実態の的確な把握のため、令和元年調査より「離農の理由」の調査内容を見直しを行った。

5 定義及びその他

- (1) 離農農家
離農農家とは、令和3年(2021年)(1月～12月)に農地法又は農業経営基盤強化促進法等の適用を受けて、その保有する農地及び採草放牧地の全部若しくは一部を処分して、又は未処分のまま農業を廃業した経営耕地面積30アール以上の個人農家及び農地所有適格法人とした。
- (2) 経営形態
経営形態は、販売収入(農業粗生産額)第1位部門の作目によって決めるものとし、次の6形態とした。
複合経営の場合も主たる経営形態で、次のいずれかに分類している。
 - ① 稲作 ② 畑作 ③ 野菜 ④ 果樹・花き ⑤ 酪農 ⑥ 畜産
- (3) 採草放牧地の扱い
この調査では、便宜的に農地に含めた。
- (4) 自留地
離農後、処分しないで自家菜園的に保有する小面積の土地
- (5) 経営主の年齢
ア 離農農家……離農時の満年齢(法人については、代表者の満年齢)
イ 引受農家(処分農地を引受けた農家)……引受時の満年齢(法人については、代表者の満年齢)
- (6) 農地の処分形態による農家の区分
ア 全地処分農家…未処分農地がない農家(自留地があっても未処分農地がない限り、全部処分されたと見なす。)
イ 一部処分農家…処分農地と未処分農地がある農家(自留地の有無は問わない。)
ウ 全地未処分農家…処分農地及び自留地がない農家
エ 全地未処分自留地農家…処分農地及び未処分農地がなく、全て自留地として保留している農家
- (7) その他留意事項
平成15年までは、離農した年のうちに自らの保有農地の全部又は一部を処分した農家のみを調査対象としていたが、平成16年以降は、農地を全く処分しなかった農家も含めた。
なお、農地を全く処分しなかった農家は、離農した年に農地の権利移動がないため、日頃の農業委員会等活動を通じ、情報収集を行っている。

II 調査結果の概要

1 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積

令和3年(2021年)の離農戸数は525戸で、前年より70戸の減少
離農農家の保有農地面積は8,934ha そのうち、年内処分農地面積は7,053ha

- 令和3年(2021年)の全道の離農戸数は525戸で、前年より70戸の減少となっている。
- 離農農家の離農時保有農地面積は8983.8haで、このうち、離農年内に処分された面積は7,053.3haで、前年より15.6ha少なく、保有農地面積の78.5%を占めている。
離農農家1戸当たりで見ると、保有農地面積は17.1haで、このうち年内に処分された農地面積は、13.4haとなっている。

表1 離農戸数、離農時保有農地面積及び年内処分農地面積の推移

(単位:戸、ha、%)

	離農戸数	離農時保有農地面積	年内処分農地面積	離農農家1戸当たり		
				年内処分率	離農時保有農地面積	年内処分農地面積
S45	4,706		29,131.0			6.2
50	2,537		11,936.6			4.7
55	1,415		6,269.7			4.4
60	1,316		7,942.1			6.0
H2	1,739		11,850.3			6.8
7	1,186		10,413.9			8.8
12	1,134		12,432.3			11.0
17	915	9,400.4	8,478.0	90.2	10.3	9.3
22	636	7,589.2	6,727.4	88.6	11.9	10.6
27	774	9,985.5	9,136.3	91.5	12.9	11.8
28	635	8,618.4	7,593.0	88.1	13.6	12.0
29	636	8,582.5	7,195.4	83.8	13.5	11.3
30	611	7,972.0	6,739.2	84.5	13.0	11.0
R元	596	8,760.5	7,404.0	84.5	14.7	12.4
R2	595	8,345.8	7,068.9	84.7	14.0	11.9
R3	525	8,983.8	7,053.3	78.5	17.1	13.4
R3-R2	▲ 70	638.0	▲ 15.6	▲ 6.2	3.1	1.5
R3/R2	88.2	107.6	99.8	92.7	122.1	112.6

注: 1 令和3年(2021年)の離農戸数525戸の内訳

全地処分農家427戸、一部処分農家35戸、全地未処分(自留地含む)農家63戸

2 令和3年の保有農地8,983.8haの内訳

処分農地7,053.3ha、未処分農地1,811.3ha、自留地119.1ha

3 離農時保有農地面積は、離農農家が離農時に保有していた全ての所有農地、借入地
及び貸付地の合計

4 年内処分農地面積は、令和3年に離農した農家が、同年に処分した農地であり、それ
以前に離農した農家が、令和3年になって処分した農地面積を含んでいない。

図1-1 離農戸数の推移



図1-2 離農に伴う年内処分農地面積

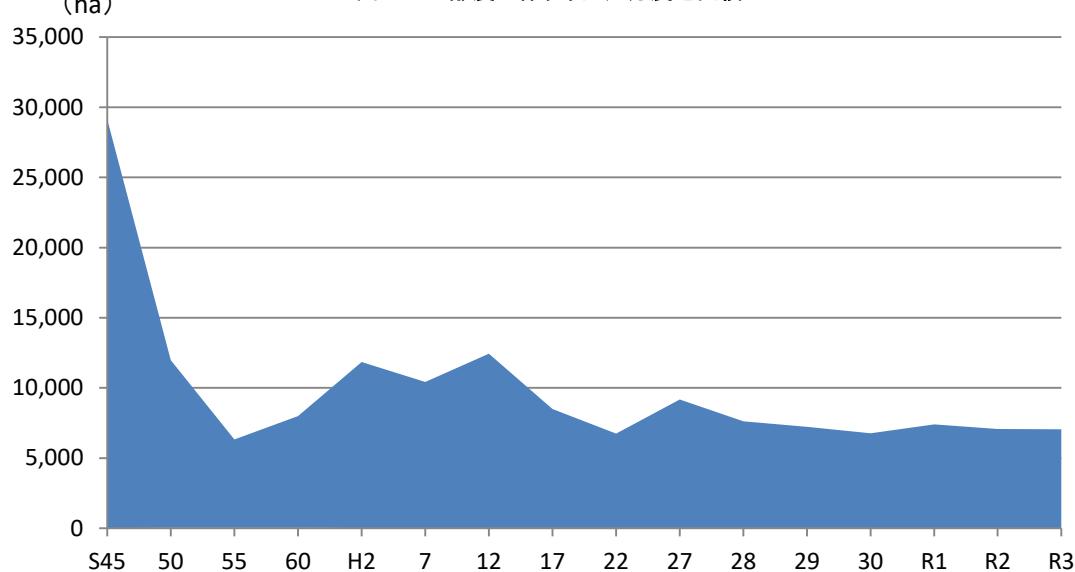
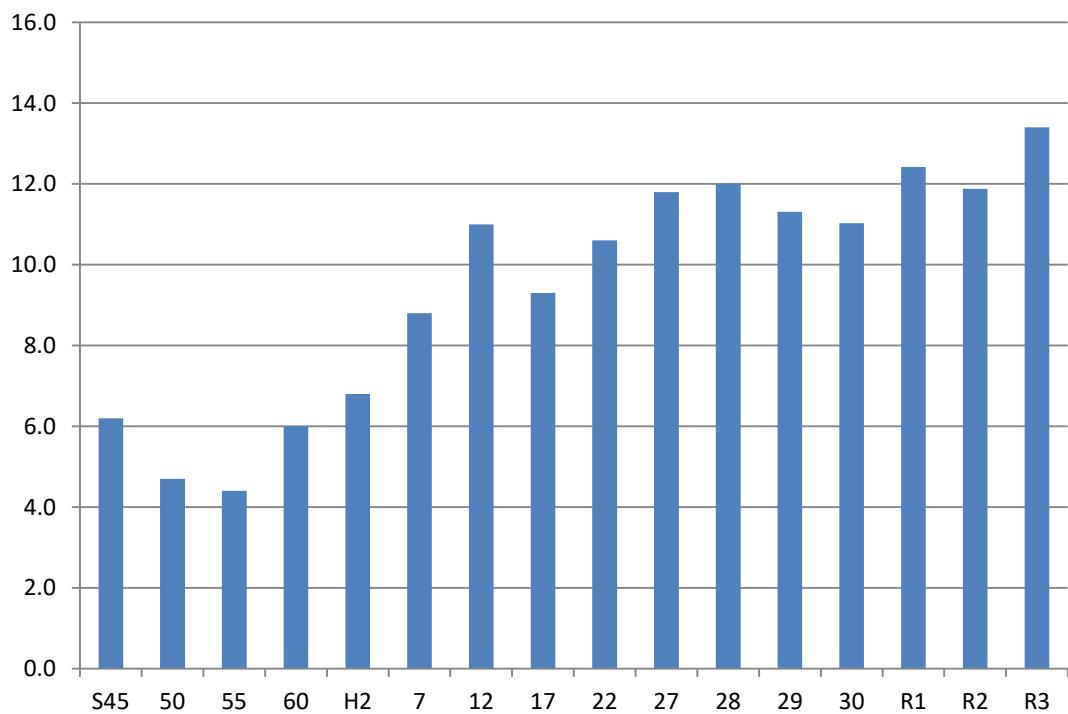


図1-3 離農農家1戸当たり年内処分農地面積



2 振興局別離農戸数、離農時保有農地面積及び年内処分農地面積

- 離農農家は、空知が155戸と最も多く、次いで上川の107戸と、2振興局で全体の49.9%を占めている。この他では、オホーツクが45戸、十勝が36戸となっている。
- 離農時の保有農地面積は、根室が1,600.3haと最も多く、次いで空知が1,307.3haであり、この2振興局が全体の32.4%を占めている。
- 処分面積では、空知が1,107.8haと最も大きく、次いで釧路の965.8haとなっている。処分農地の年内処分率は、全体では78.5%だが、後志、渡島、檜山、宗谷、根室では小さくなっている。
- 離農農家1戸当たりの処分面積は、宗谷が67.7ha、釧路が60.4ha、と大きくなっている。これに対し、後志が4.1ha、檜山が5.5haと小さくなっている。

表2 振興局等別の離農戸数と処分農地面積

(単位:戸、ha、%)

振興局	離農戸数			保有農地面積			処分農地面積			年内 処分率	
	R元年	R2年	R3年	R元年	R2年	R3年	R元年	R2年	R3年		
空知	136	142	155	139	858.0	1,055.4	1,307.3	828.2	963.0	1,107.8	84.7
石狩	32	28	21	20	116.1	86.8	145.8	108.3	73.8	138.6	95.1
後志	30	18	34	26	249.6	101.1	165.2	239.5	97.8	107.1	64.8
胆振	6	8	7	7	40.1	68.8	55.9	36.8	51.1	55.9	100.0
日高	19	26	24	24	120.9	264.9	148.6	116.9	243.5	145.0	97.6
渡島	21	32	18	8	146.4	257.0	162.6	124.5	189.6	126.2	77.6
檜山	12	3	8	6	76.5	36.7	62.7	75.3	36.3	33.2	52.9
上川	167	188	107	107	1,271.4	1,505.4	920.1	1,192.5	1,476.7	895.4	97.3
留萌	9	11	12	10	394.3	123.7	263.9	392.7	53.4	226.9	86.0
宗谷	16	14	15	10	1,146.7	894.5	1,254.6	995.7	776.2	677.5	54.0
オホーツク	76	54	45	38	1,523.5	1,112.2	1,029.1	1,291.4	996.8	812.2	78.9
十勝	35	41	36	35	708.8	1,053.8	888.7	641.7	914.5	858.2	96.6
釧路	14	12	16	16	543.5	664.9	979.1	451.0	413.3	965.8	98.6
根室	23	18	27	16	1,564.7	1,120.6	1,600.3	909.5	782.7	903.5	56.5
全道	596	595	525	462	8,760.5	8,345.8	8,983.8	7,404.0	7,068.9	7,053.3	78.5

図2-1振興局別の離農戸数の推移

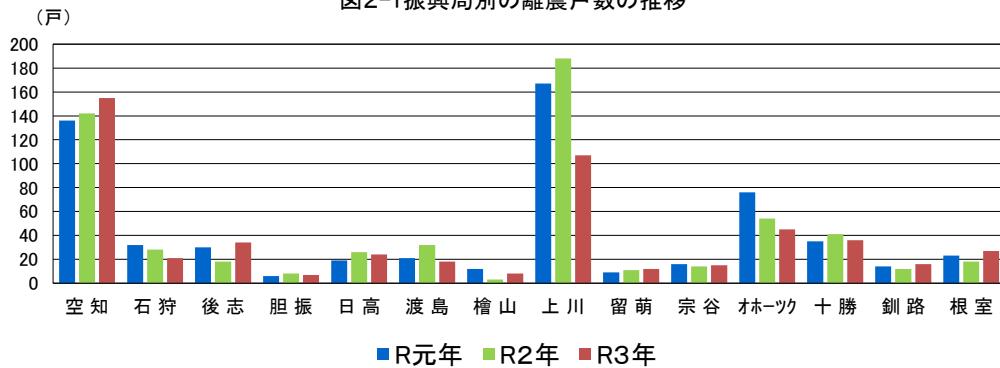


図2-2 振興局別の離農戸数の割合(R3)

図2-3 振興局別の保有農地面積の割合(R3)



図2-4 振興局別の処分農地面積の推移

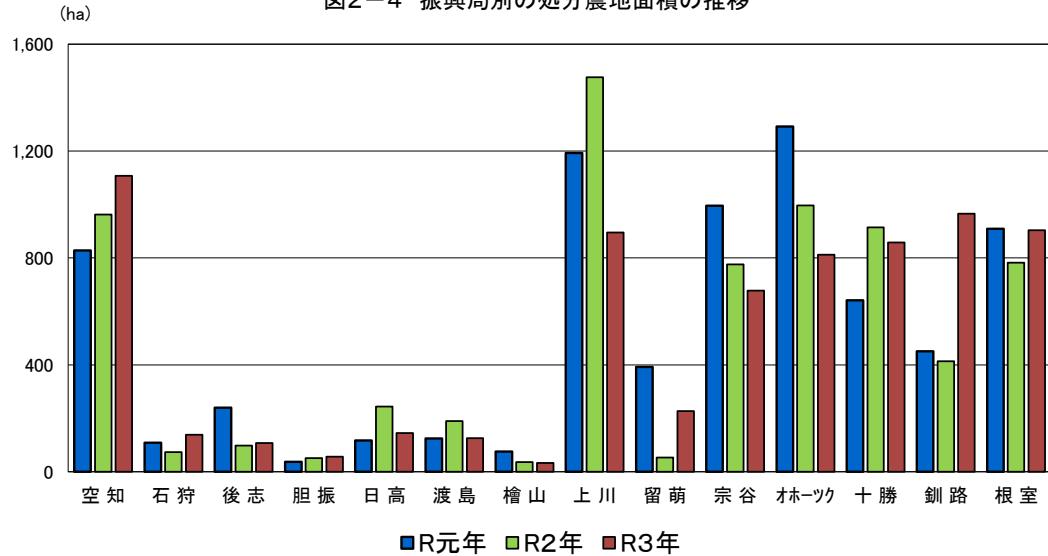
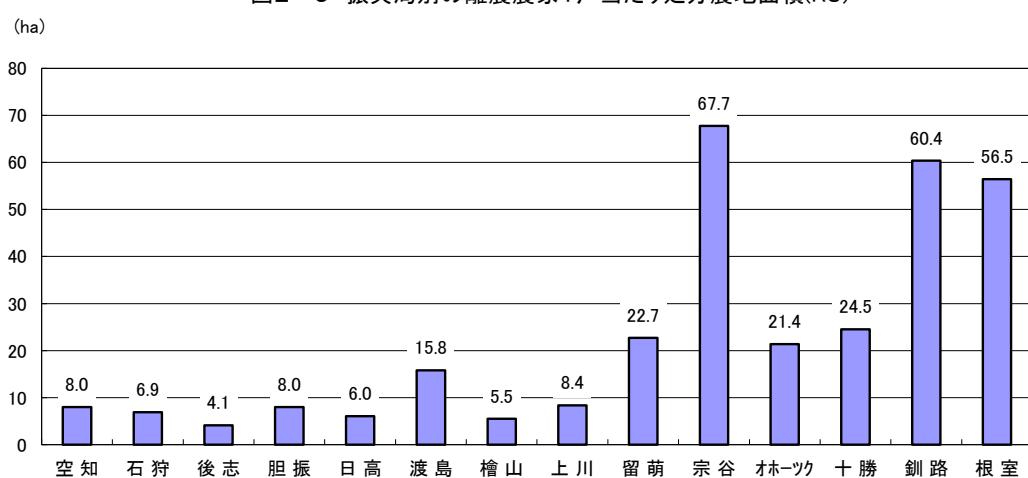


図2-5 振興局別の離農農家1戸当たり処分農地面積(R3)



3 離農農家の経営形態及び経営規模

離農農家の約59%は、10ha未満の経営規模

- 離農農家を経営形態別にみると、稻作が41.9%、次いで畑作の29.1%、酪農の18.5%となっている。
- 保有農地面積では、酪農が53.1%と大きく、次いで畑作の19.1%、稻作の18.2%となっており、1戸当たりでは、酪農が49.2haと大きく、次いで畜産の28.9ha、畑作の11.2haとなっている。
- 処分農地面積では、酪農が51.9%と大きく、次いで畑作の19.7%、稻作の19.6%となっており、1戸当たりでは、酪農が37.7haと大きく、次いで畜産の20.7ha、畑作の9.1haとなっている。

表3 離農農家の経営形態別離農戸数及び処分農地面積等(R3)

(単位:戸、ha、%)

	稻作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	計
離農戸数	220 (41.9)	153 (29.1)	18 (3.4)	10 (1.9)	97 (18.5)	27 (5.1)	525 (100.0)
保有農地面積	1,635.8 (18.2)	1,712.6 (19.1)	65.2 (0.7)	17.2 (0.2)	4,772.1 (53.1)	780.9 (8.7)	8,983.8 (100.0)
同離農農家 1戸当たり	7.4	11.2	3.6	1.7	49.2	28.9	17.1
処分農地面積	1,379.0 (19.6)	1,386.4 (19.7)	53.2 (0.8)	17.0 (0.2)	3,657.7 (51.9)	560.0 (7.9)	7,053.3 (100.0)
同離農農家 1戸当たり	6.3	9.1	3.0	1.7	37.7	20.7	13.4

注:()内は全体に対する割合

図3-1 離農戸数の経営形態の割合(R3)

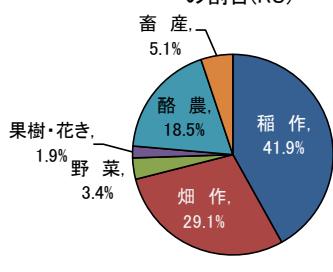


図3-2 保有面積の経営形態別の割合(R3)

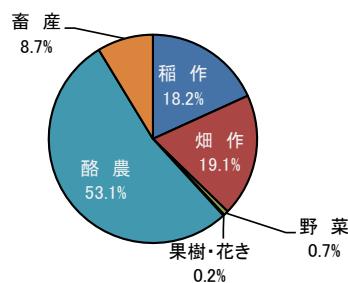


図3-3 処分面積の経営形態別の割合(R3)

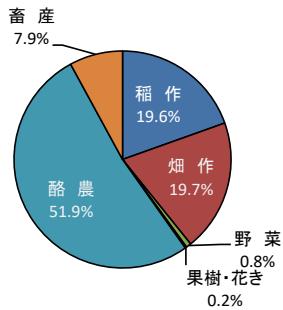
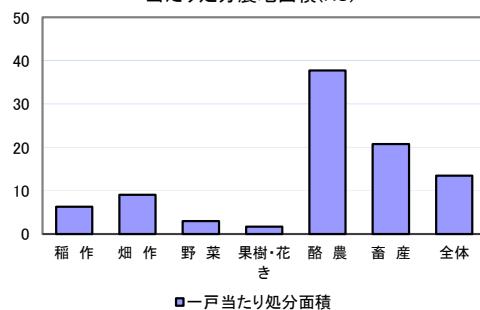


図3-4 経営形態別にみた離農農家1戸当たり処分面積(R3)



(参考) 経営形態別離農戸数及び保有農地面積等の推移

区分		稻作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計
離農戸数	R元	244	201	28	10	96	17	596
	R2	257	184	45	6	80	23	595
	R3	220	153	18	10	97	27	525
保有農地面積	R元	1,485.0	2,040.4	75.6	31.0	4,881.8	246.7	8,760.5
	R2	1,728.4	2,366.0	219.0	19.5	3,554.2	458.8	8,345.8
	R3	1,635.8	1,712.6	65.2	17.2	4,772.1	780.9	8,983.8
処分農地面積	R元	1,454.9	1,882.3	61.8	31.0	3,760.2	213.8	7,404.0
	R2	1,525.8	2,094.6	192.3	18.6	2,816.9	420.7	7,068.9
	R3	1,379.0	1,386.4	53.2	17.0	3,657.7	560.0	7,053.3

(離農農家の経営規模)

- 離農農家の経営規模は、保有農地面積10ha未満の階層が58.5%を占めている。
- 経営形態別には、稻作、野菜及び果樹・花きは10ha未満の階層が多いが、酪農では10ha以上の階層が多くなっている。

表4 経営規模別の離農戸数の推移(R3)

	~1ha	1~3ha	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50ha~	計	10ha未満 割合
S55	298	444	299	228	111	19	13	3	1,415	1269 89.7%
60	191	391	298	238	121	36	24	17	1,316	1118 85.0%
H2	180	466	439	386	156	48	42	22	1,739	1471 84.6%
7	79	255	272	302	150	62	48	18	1,186	908 76.6%
12	70	226	255	257	155	62	63	46	1,134	808 71.3%
17	60	160	172	271	139	46	42	25	915	663 72.5%
28	40	98	88	166	115	48	43	37	635	392 61.7%
29	58	98	106	156	96	46	40	36	636	418 65.7%
30	58	114	101	154	82	36	33	33	611	427 69.9%
R1	52	99	89	133	107	31	37	48	596	373 62.6%
R2	47	91	86	143	98	57	37	36	595	367 61.7%
R3	32	67	74	134	92	37	39	50	525	307 58.5%

図3-5 経営規模別離農戸数の割合の推移

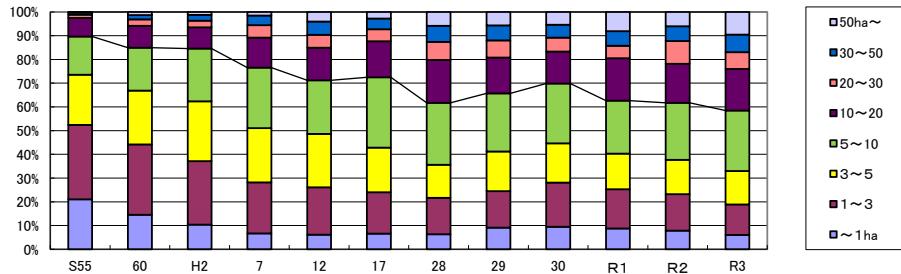
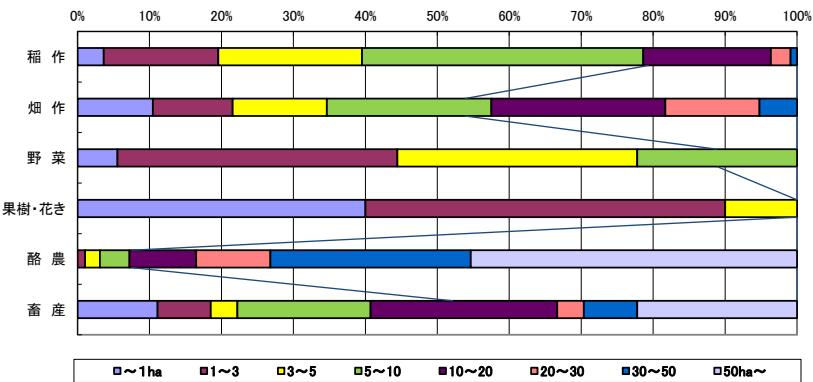


図3-6 経営形態別・経営規模別の離農戸数の割合(R3)



4 世帯主年齢別の離農戸数等

離農農家の世帯主の約71%は65歳以上

- 離農農家を世帯主の年齢別に見ると、65歳以上が70.9%と最も多く、最も少いのは29歳以下ではなく、次いで30～39歳が0.8%となっている。
- 1戸当たり処分農地面積は、30～39歳が34.2haと最も多く、65歳以上が最も少なく10.2haとなっており、全体の平均は13.4haとなっている。
- 経営形態別の65歳以上の割合は、稻作が最も多く80.5%、次いで果樹・花きの80.0%となっているのに対し、酪農は47.4%と少なくなっている。
- 離農農家の世帯主の平均年齢は69.5歳と高齢となっており、振興局別では、後志で74.4歳となっているのに対し、釧路で58.6歳と比較的低くなっている。

表5 世帯主年齢別の離農戸数と年内農地処分面積

(単位:戸、ha、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
離農戸数	0 (0.0)	4 (0.8)	22 (4.2)	64 (12.2)	63 (12.0)	372 (70.9)	0 (0.0)	525 (100.0)
処分農地面積	0.0 (0.0)	136.7 (1.9)	615.3 (8.7)	1,227.6 (17.4)	1,271.8 (18.1)	3,801.9 (53.9)	0.0 (0.0)	7,053.3 (100.0)
同1戸当たり	-	34.2	28.0	19.2	20.2	10.2	-	13.4

図4-1 世帯主年齢別の離農戸数の割合(R3)

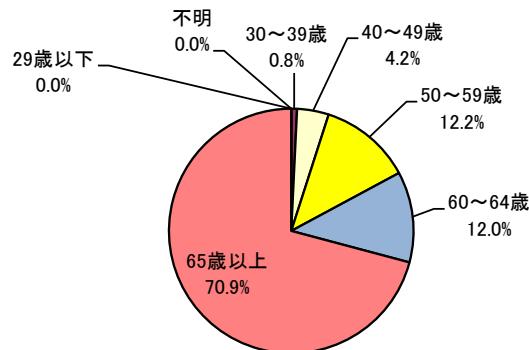


図4-2 世帯主の年齢別1戸当たり処分農地面積(R3)

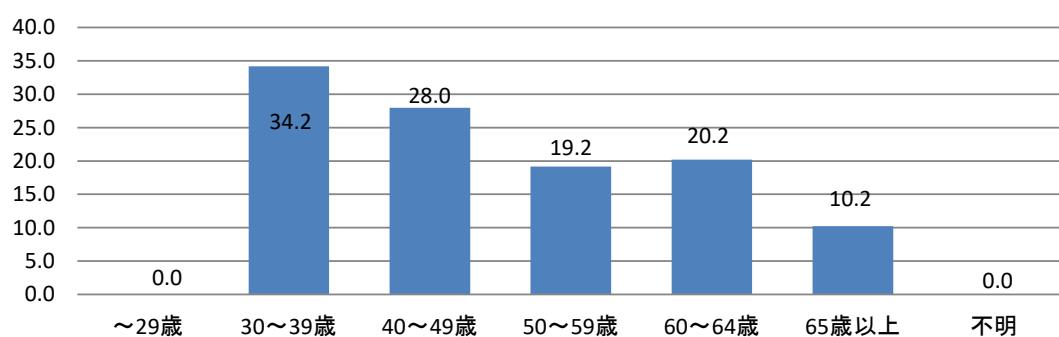


図4-3 経営形態別離農農家の年齢分布(R3)

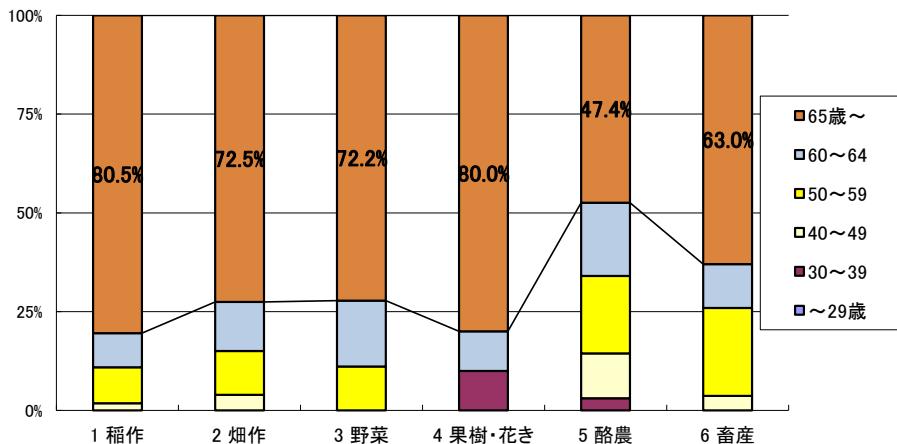


図4-4 離農農家の世帯主の平均離農年齢の推移

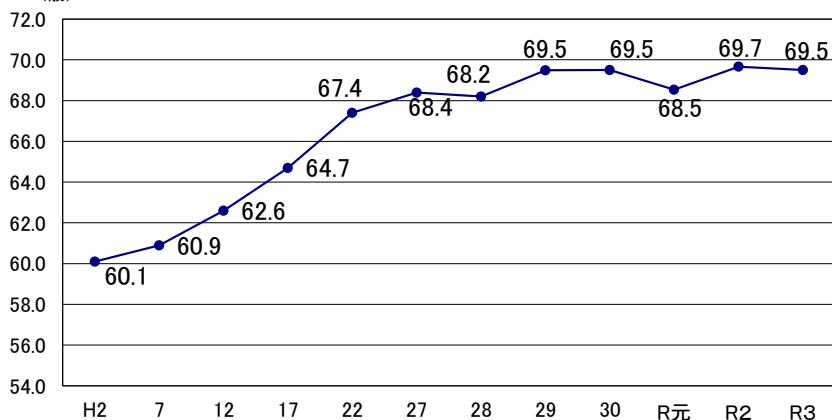


表6 経営類型別の世帯主の平均離農年齢の推移

区分	水稲栽培	畠作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	(単位:歳)	
							全 体	全 体
H27	71.0	67.1	69.1	77.2	61.1	68.5	68.4	68.4
H28	69.5	68.8	69.5	65.8	62.5	71.2	68.2	68.2
H29	71.2	70.9	72.1	72.0	60.3	65.5	69.5	69.5
H30	72.0	69.3	68.7	67.8	60.7	72.3	69.5	69.5
R元	70.4	69.6	68.3	72.4	60.7	70.9	68.5	68.5
R2	71.3	70.4	67.9	77.2	63.4	69.3	69.7	69.7
R3	72.4	70.0	71.7	71.8	62.2	67.6	69.5	69.5

表7 振興局別の世帯主の平均離農年齢(R3)

振興局	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢	(単位:歳)	
								年齢	年齢
空知	71.7	日高	71.6	留萌	68.4	釧路	58.6		
石狩	73.7	渡島	69.7	宗谷	63.1	根室	60.7		
後志	74.4	檜山	68.4	オホーツク	63.3				
胆振	72.9	上川	72.0	十勝	65.8				

5 離農の理由

離農の理由は、「体力の限界」が最も多く約48%、次いで、「本人や家族の健康状況」の21%

- 離農理由は、「体力の限界」が多く47.6%、次いで「本人や家族の健康状況」、「経営継承(親子を除く)のタイミングの到来」となっている。
- 離農の理由を1戸当たりの処分農地面積で比較すると、「経営不振・負債」が29.7haと最も多く、次いで「農業機械・施設更新のタイミング」が23.5haとなっている。
- 「その他」の理由については、「後継者不在」などが挙げられている。

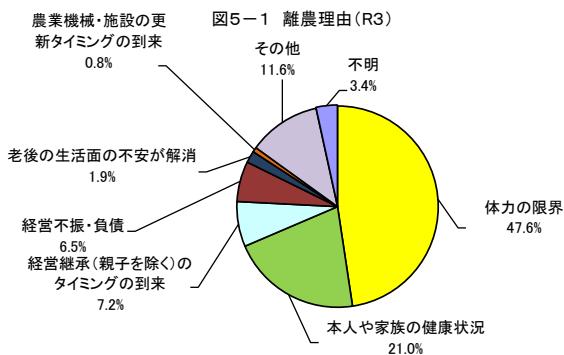
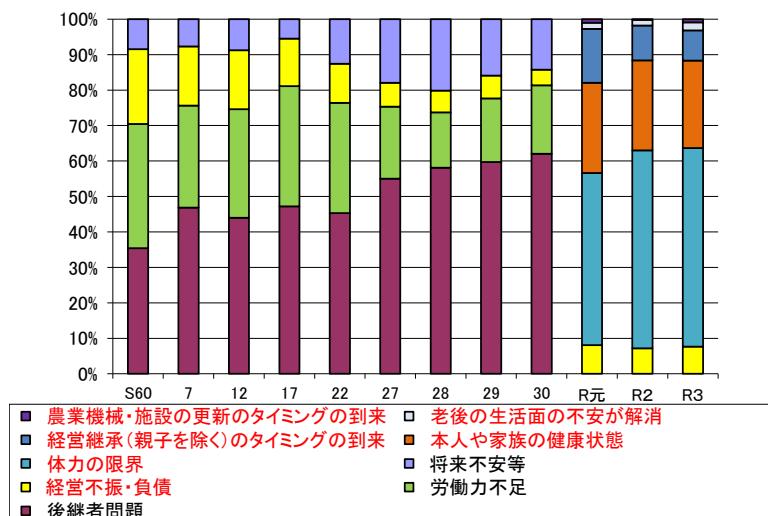


図5-2 離農理由別割合の推移



※R1から調査項目を更新、赤字はR1における調査項目(「経営不振・負債」は継続)

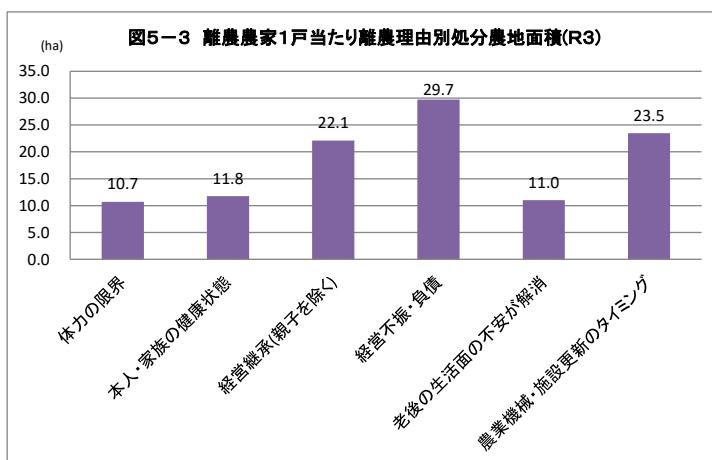
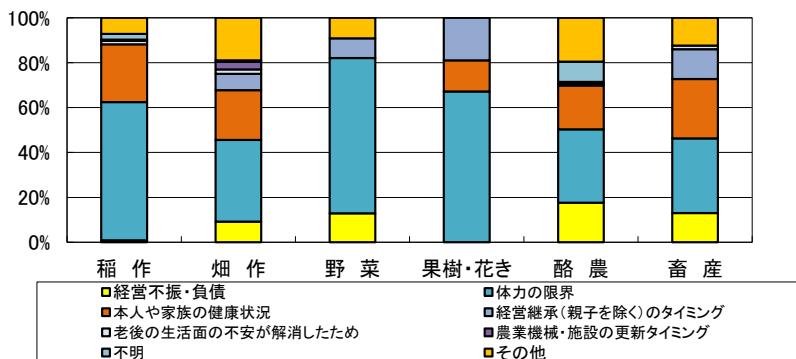


図5-4 経営形態別の離農理由の割合(R3)



6 農地の処分状況

離農農家は保有農地の約79%を処分し、約21%を未処分のまま保有。

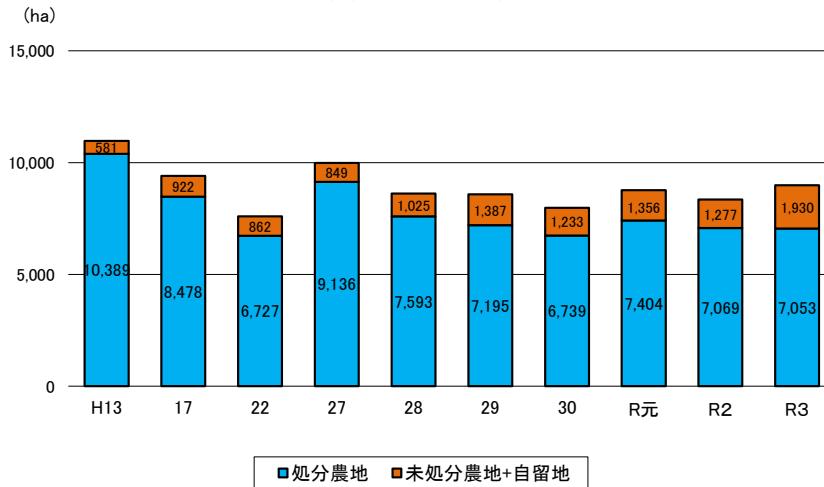
- 離農農家は保有農地の78.5%(7,053.3ha)を処分し、21.5%(1,930.4ha)を未処分のまま保有し、そのうち119.1haを自留地として保有している。
- 離農農家を処分形態でみると、全地処分農家は427戸(6,420.8ha)、一部処分農家は35戸(940.3ha)、全地未処分農家は63戸(1,622.7ha)となっている。

表8 農地の処分・未処分の状況(R3)

(単位:戸、ha、%)

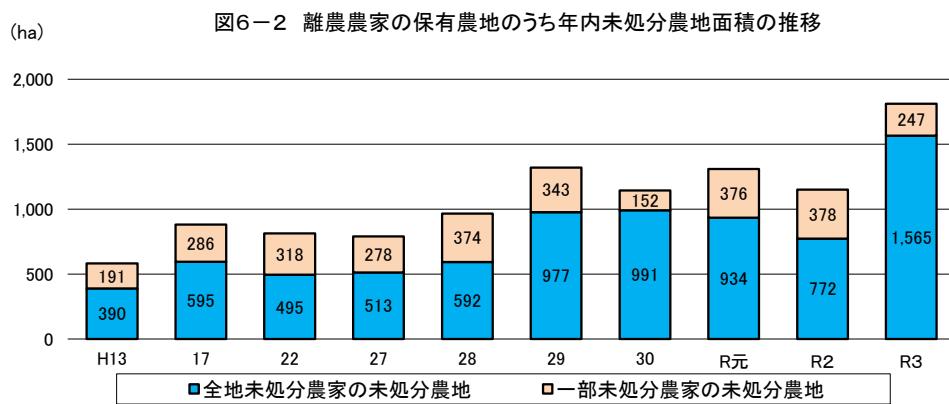
区分		保有農地	処分内訳		
			同割合	処分農地	未処分農地
全地処分農家	戸数	427	81.3		
	面積	6,420.8	71.5	6,360.3	60.5
一部処分農家	戸数	35	6.7		
	面積	940.3	10.5	693.0	246.5
全地未処分農家	戸数	63	12.0		
	面積	1,622.7	18.1		1,564.8
計	戸数	525			
	面積	8,983.8		7,053.3	1,811.3
	同割合	100.0		78.5	20.2
					119.1

図6-1 離農農家の年内処分農地等の推移



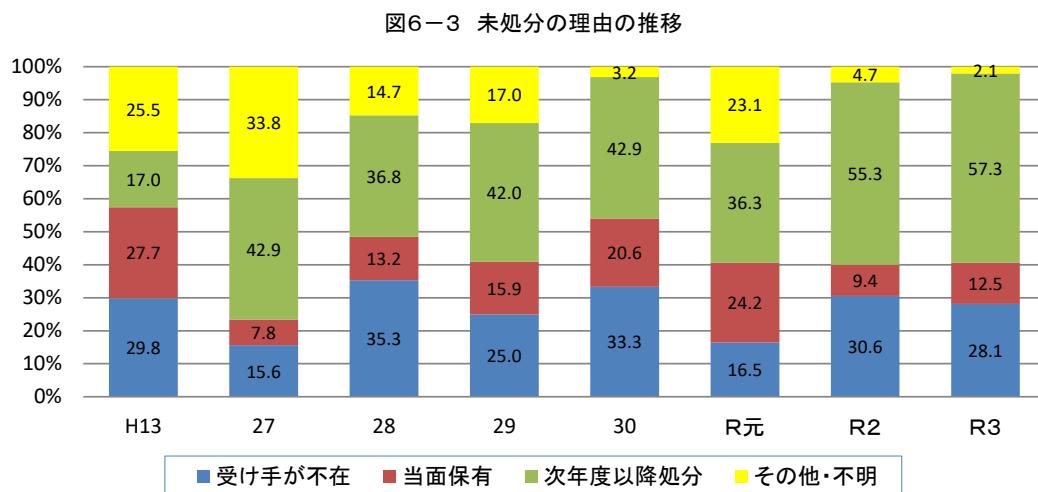
(年内未処分農地の状況)

- 離農農家の年内未処分農地面積は、前年より661.5ha増加し、1,811.3haとなっている。
- 年内未処分農地面積1,811.3haを、全地未処分農家に係るものと一部未処分農家に係るものとに区分すると、それぞれ1,564.8haと246.5haとなっている。



(未処分の理由)

- 未処分の理由は、次年度以降処分とする者が全体の57.3%、次いで、受け手が不在の者が28.1%、当面保有する者が12.5%、その他・不明が2.1%となっている。



7 処分農地の引受け先

処分農地面積の約72%は、農家が引受け

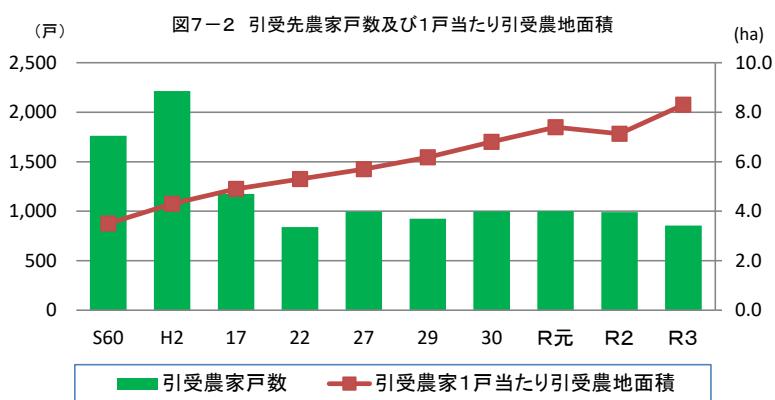
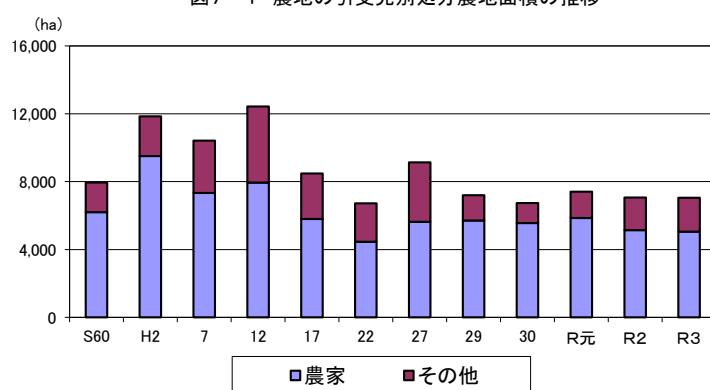
- 保有農地面積8,983.8haのうち、年内処分農地面積7,053.3haは、705戸の農家に5,059.1ha、149戸のその他(農家以外)に1,994.2ha引き受けられている。
- 一方、離農農家1戸当たりで見ると、その処分状況は、農家1戸当たり7.2ha、その他(農家以外)に13.4ha引き受けられたことになり、全体では1戸当たり8.3ha引き受けられたことになる。

表9 処分農地の引受け先(R3)

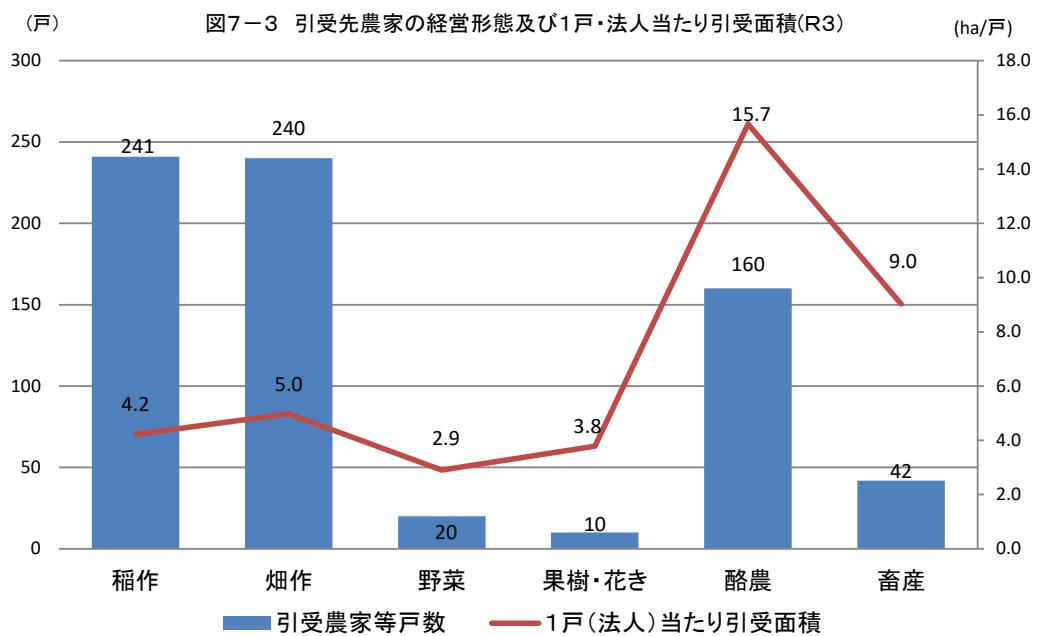
(単位:戸、ha)

引 受 先		戸 数	面 積	面積／戸
農 家	農 家 個 人	541	3,207.2	5.9
	農 地 所 有 適 格 法 人	164	1,851.9	11.3
	小 計	705	5,059.1	7.2
	構 成 比	82.6%	71.7%	
その他の (農家以外)	農 地 中 間 管 理 機 構	107	1,476.1	13.8
	その他の法人・一般個人	42	518.1	12.3
	小 計	149	1,994.2	13.4
	構 成 比	17.4%	28.3%	
計		854	7,053.3	8.3

図7-1 農地の引受け先別処分農地面積の推移



- 引受農家の経営形態は、稻作が最も多く241戸、次いで畑作の240戸となっている。
1戸当たりの引受面積では、酪農が15.7haと大きく、稲作、野菜、果樹・花きは小さい。



(農家への引受状況一個人・法人別)

農家に処分された農地面積の約63%は個人農家が引受け

- 農家に処分された農地面積の63.4%(3,207.2ha)は個人農家に、36.6%(1,851.9ha)は農地所有適格法人に引き受けられている。

図7-4 農家に処分された農地面積の個人・法人別推移

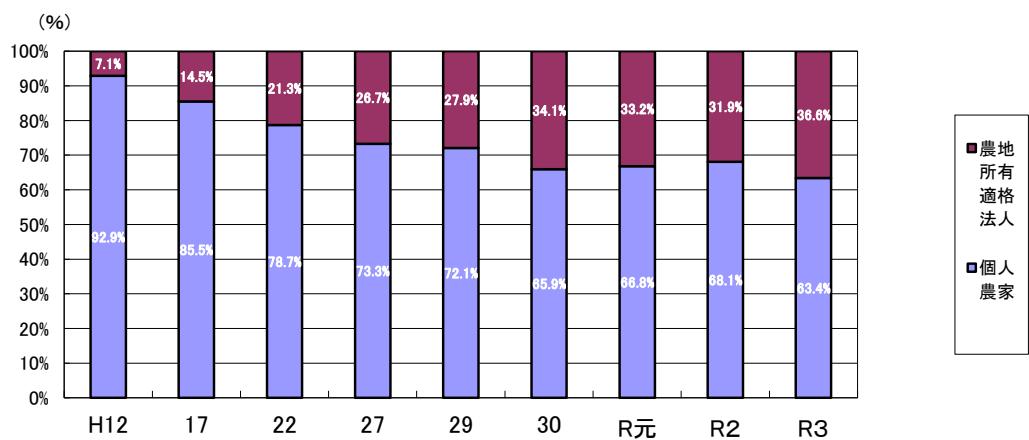


図7-5 引受農家の個人・農地所有適格法人別内訳(R3)

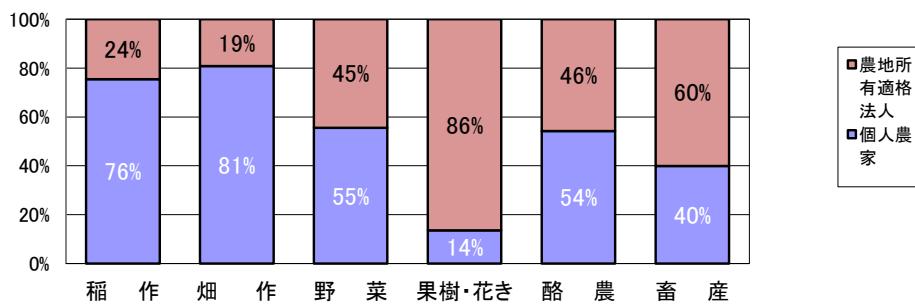
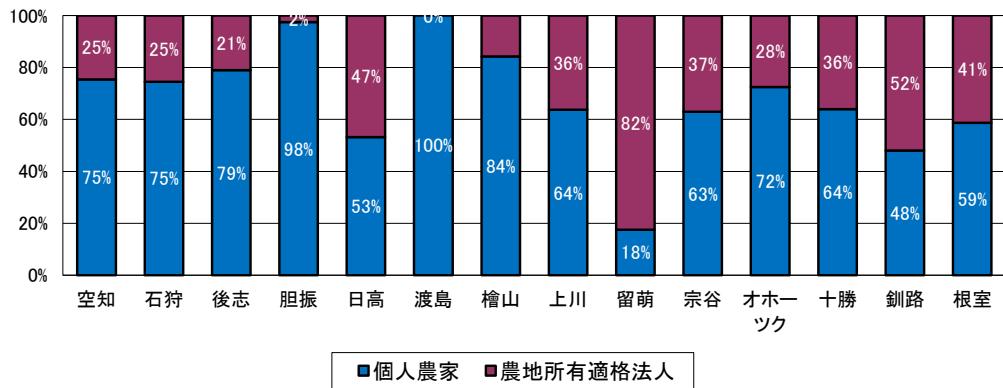


図7-6 振興局別の引受農家の個人・農地所有適格法人別内訳(R3)



(農家への引受状況－認定農業者・一般農家別)

農家に引受けられた農地面積の約97%は認定農業者が引受け

- 処分農地のうち農家に引き受けられた農地面積を認定農業者、その他の農業者に分類すると、認定農業者が 98.1%(4,963.1ha)、その他の農業者が1.9%(96.0ha)となっている。

図7-7 農家に処分された農地面積の認定農業者・その他の農業者の推移

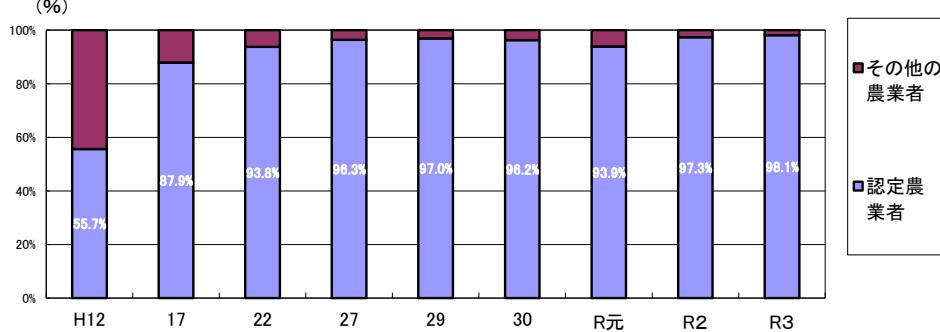
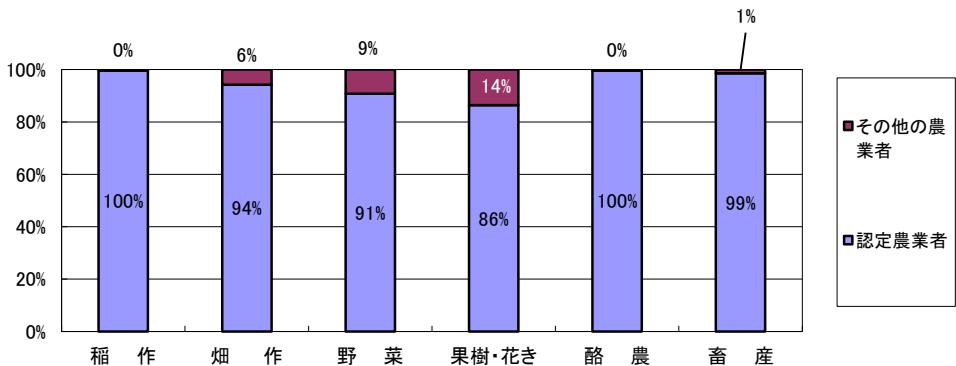


図7-8 引受農地面積の経営形態別にみた認定農業者、その他の農業者の割合(R3)

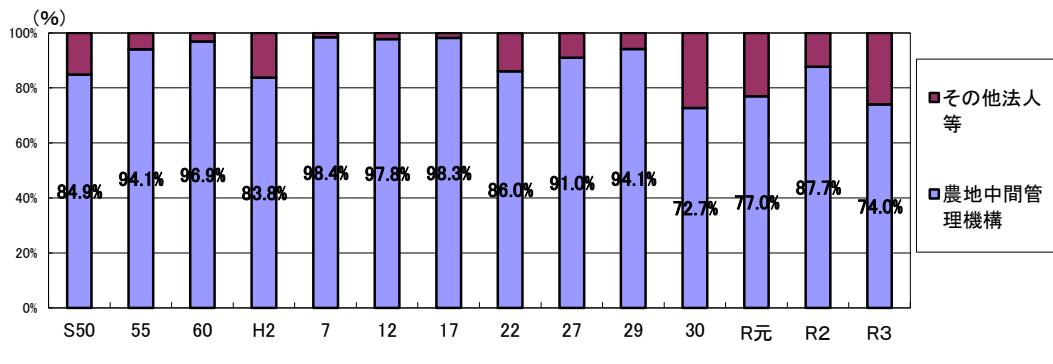


(農家以外への引受状況)

その他(農家以外)に引受けられた農地面積の約74%は、農地中間管理機構

- 処分農地のうちその他(農家以外)に引受けられた農地面積の74.0%(1,476.1ha)は、農地中間管理機構が引受先となっている。

図7-9 その他(農家以外)に引受けられた農地面積の引受先



備考 : H25までは農地保有合理化法人が引き受けた農地面積

8 処分農地の適用法令別及び権利の種類

農地の処分形態は、所有権移転が約51%、賃借権の設定等が約49%

- 農地の処分形態は、権利の種類別にみると、所有権の移転が3393.7ha(51.1%)、賃借権の設定等が3241.8ha(48.9%)となっている。
- 適用法令別にみると、処分農地面積のうち農地法第3条によるものが1,112.5ha(16.8%)、農業経営基盤強化促進法によるものが5,197.0ha(78.3%)、農地中間管理事業法によるものが326.0ha(4.9%)となっている。
- 振興局別では、日高、留萌、宗谷などでは所有権移転の割合が高く、石狩、胆振、渡島などでは、賃借権の設定等の割合が高くなっている。

表10 適用法令別処分農地面積の推移
(単位:ha、%)

年次	農地法3条	基盤強化法	農地中間管理事業法	計
S60	1,984.6	0.0	—	1,984.6
H2	1,535.3	0.0	—	1,535.3
7	777.9	0.0	—	777.9
12	830.1	0.0	—	830.1
17	506.7	0.0	—	506.7
22	786.0	5,712.3	—	6,498.3
27	819.8	7,261.1	583.4	8,664.2
28	876.4	6,046.6	498.5	7,421.5
29	925.3	5,604.5	419.1	6,948.9
30	1,420.7	5,033.6	125.2	6,579.4
R元	951.8	5,830.4	375.4	7,157.6
R2	919.6	5,636.3	274.5	6,830.4
R3	1,112.5	5,197.0	326.0	6,635.5
	16.8%	78.3%	4.9%	

表11 権利の種類別処分農地面積の推移
(単位:ha、%)

年次	所有権の移転	賃借権の設定等	計
S60	1,458.4	1,659.4	3,117.8
H2	4,771.8	1,267.7	6,039.5
7	4,422.1	484.2	4,906.3
12	5,245.1	606.0	5,851.1
17	3,859.0	276.8	4,135.8
22	3,719.3	2,779.0	6,498.3
27	4,461.2	4,203.0	8,664.2
28	4,310.7	3,110.8	7,421.5
29	3,224.9	3,724.1	6,948.9
30	3,171.0	3,408.5	6,579.4
R元	3,405.7	3,751.9	7,157.6
R2	4,223.6	2,606.8	6,830.4
R3	3,393.7	3,241.8	6,635.5
	51.1%	48.9%	

(注)表10及び表11については、農地法4条、5条、18条及びその他を除く

表12 適用法令別・権利の種類別処分農地面積の推移

年次	農 地 法			基盤強化法		農地中間管理事業	その他	計		
	3 条		4・5条	18条	所有権の移転	賃借権の設定等				
	所有権の移転	賃借権の設定等								
S60	1,659.4	325.2	5.5	13.6	4,477.5	1,458.4	—	7,939.6		
H2	1,267.7	267.6	16.7	20.7	5,505.8	4,771.8	—	11,850.3		
7	484.2	293.7	19.1	0.0	5,201.8	4,415.1	—	10,413.9		
12	606.0	224.1	3.0	171.9	6,194.2	5,233.1	—	12,432.3		
17	276.8	229.9	2.4	173.1	3,892.2	3,842.0	61.6	8,478.0		
22	369.4	416.6	1	159.5	3,349.9	2,362.4	40.5	6,699.3		
27	312.6	507.2	14.2	458.0	4,148.6	3,112.4	583.4	9,136.3		
29	212.2	713.2	0.3	210.4	3,012.7	2,591.8	419.1	7,195.4		
30	500.3	920.4	0.0	69.4	2,670.6	2,363.0	125.2	90.4		
R元	345.6	606.3	5.0	234.7	3,060.2	2,770.2	375.4	7,404.0		
R2	355.2	564.5	0.3	225.0	3,868.4	1,767.9	274.5	7,068.9		
R3	404.7	707.8	6.5	323.6	2,989.0	2,208.0	326.0	7,053.4		
R3割合	6%	10%	0%	5%	42%	31%	5%	1% 100.0		
R3-R2	49.5	143.3	6.2	98.6	▲ 879.4	440.1	51.5	74.7 ▲ 15.5		
R3/R2	114%	125%	2031%	144%	77%	125%	119%	670% 100%		

(注) その他は、交換分合によるもの、道路用地に買収されたもの、基盤強化法の委託、その他の使用収益に係わるものなど。

農地中間管理事業法による農地の処分は、平成26年4月から適用されている。

(注) 「農地法第18条」については、貸借地を返還し、離農した場合が該当。

図8-1 適用法令別処分農地面積の推移

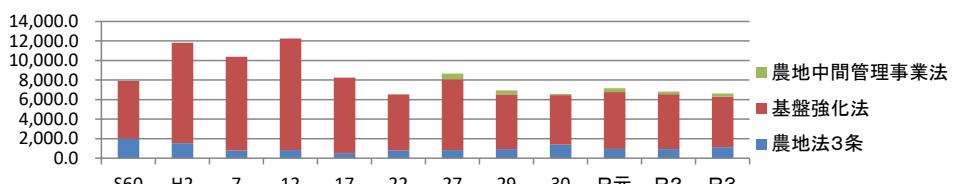


図8-2 権利の種類別処分農地面積割合の推移

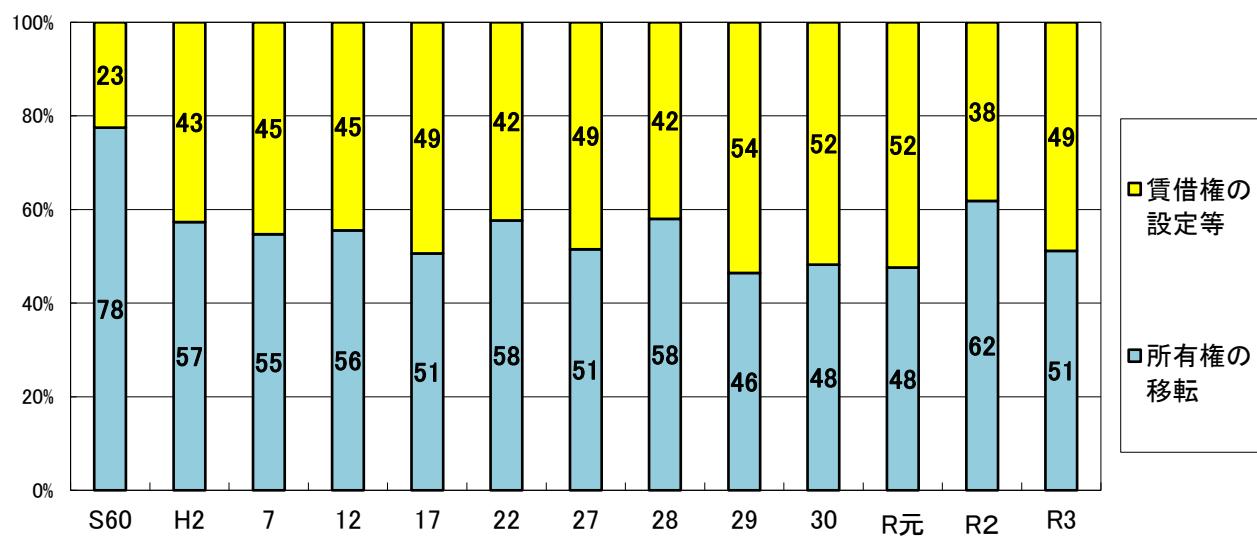
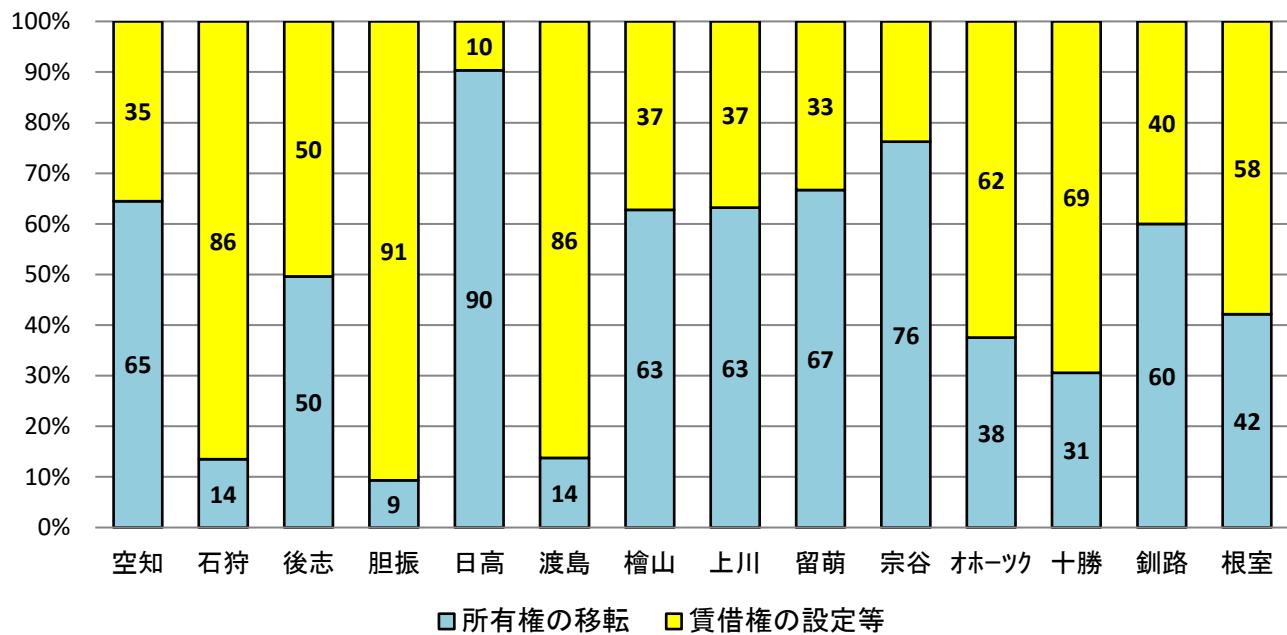


図8-3 振興局別の権利の種類別処分農地面積割合(R3)



9 離農後の居住

- 離農後の居住については、「現在の住居に居住」が最も多く433戸、次いで「市町村外に転居」の47戸となっている。

